

18年版ネガティブリストの発表

岡山県上海事務所

国家発展改革委員会と商務部は6月28日、「外資系企業投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）2018年版」を発表しました。当該措置は7月28日から施行されます。施行と同時に「外資系企業投資産業指導リスト（2017年改訂版）」に含まれた外資系企業の投資参入特別管理措置（外資系企業投資参入ネガティブリスト）は廃止され、外資系企業の投資奨励産業リストは引き続き執行されます。18年版ネガティブリストの発表・実施により、市場参入が大幅に緩和されます。

18年版ネガティブリストは、参入制限項目をそれまでの63件から48件に減らし、22の分野で開放措置を打ち出しました。主な緩和点は以下となります。

- 小麦、トウモロコシ以外の農産物の新品種の選抜育種及び種子の生産に関する制限の撤廃
- 特殊なレア石炭類の実地調査、採掘に関する制限の撤廃
- グラファイト現地調査、採掘に関する制限の撤廃
- レアアースの精錬・分離、タングステンの精錬に関する制限の撤廃
- 専用車両・新エネ車の製造に関する出資比率規制の撤廃（さらに、2020年には商用車についての出資比率規制撤廃予定、2022年には乗用車についても出資比率規制撤廃予定、合弁を国内2社に限る規制の撤廃予定）
- 船舶の設計、製造、修理に関する規制の撤廃
- 航空機の設計、製造、整備に関する規制の撤廃
- 送電線網の建設、経営に関する規制の撤廃
- 鉄道幹線の建設、経営及び鉄道旅客運輸に関する規制の撤廃
- ガソリンスタンドの建設、経営に関する規制の撤廃
- インターネットアクセスサービスの営業場所への投資を禁止する規定の撤廃
- 中国系銀行への外資出資比率の制限の撤廃
- 生命保険会社の外資出資比率規制の緩和（50%以下→51%以下。さらに2021年には出資比率規制撤廃予定）

- 証券会社、証券投資基金管理会社の外資出資比率規制の緩和（50%未満→51%以下。さらに 2021 年には出資比率規制撤廃予定）

なお、自由貿易試験区については、別のネガティブリストが適用されており、その 2018 年版は、6 月 30 日に公布され、7 月 30 日から施行されます。

新ネガティブリストはこの他にも開放の新ルート、新モデルを積極的に探求し、自動車分野と金融分野の開放について総合的かつ持続的な開放を実施していき、関連産業に一定の移行期間を与え、開放の予測可能性を高めています。また株式について特別管理措置を統一的に打ち出します。

また、ネガティブリストに含まれていない分野に関しては、国内資本と海外資本との一致原則に基づいて管理を実施し、各地方政府や各部門が外資の投資参入に的を絞った制限を打ち出すことを禁止します。

解放された分野への外資企業の市場参入動向に、今後注視していきたいと思えます。